

第 4 回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和 8 年 7 月 17 日（金） 13:30～15:15	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3 階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、臼井委員、杉山委員、 三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	3 市 2 町担当課	三島市（事務局） 廃棄物対策課 杉山参事（課長） 廃棄物対策課ごみ処理施設整備推進室 新井室 長（課長補佐）、橋本主幹 裾野市 生活環境課 志村課長、杉山係長 熱海市 環境課 高瀬課長 環境課ごみ処理広域化推進室 西村室長、木村 副主任 環境課環境センター管理室 野口主幹 函南町 環境衛生課 浅沼課長、二藤課長補佐、梅原係 長（焼却場長） 長泉町 くらし環境課 杉山課長、露木副主幹	
	日本工営株式会社	庄司、池本、速水、吉田	
	議事要旨		
1. 開会 2. 協議事項 （1）第 2 次評価について （事務局）資料 1-1、1-2、1-4 をもとに説明。 （熱海市）資料 1-3 をもとに説明。 （加藤委員）熱海市候補地に係る災害リスクについて、熱函道路の災害については前回の 選定委員会でお伝えし、反映いただいた認識である。現在、建設候補地の入口付 近において、熱函道路の法面が崩れて落石防護ネットが設置されている。建設候 補地について、資料 1-1 の「土地利用の規制」では土砂災害警戒区域、山地災害 危険地区等ではなく、地形図の確認なども含めてリスクは少ないと整理されてい るが、現地踏査を踏まえ建設候補地周辺の地形も含めて安全と判断したという理 解で良いか。 （事務局）公共事業を検討するに当たり、いかなる場所においても絶対に安全と言うこと はできないが、客観的な情報として規制区域に含まれていないことなどを確認し てリスクは少ないと判断した。 （加藤委員）迂回路②について、旧熱函道路は急カーブが多く、道路幅員が 6m 未満の箇所 もある道路である。廃棄物運搬車両に加え、薬品や燃料等に関する大型車両の通 行も想定されるが、旧熱函道路を迂回路に設定するに当たり、どのような車両が 通行することを想定したか。また、道路幅員は県の道路台帳で公開されていると			

思うが、確認したか。熱函道路に加えて迂回路とした旧熱函道路も、気象条件による通行止めのリスクがあると考えられる。

(日本工営) 道路幅員について、大型車両の通行を想定した道路台帳の確認までは行っていない。現在も旧熱函道路の周辺地域における収集で使用している道路と認識しており、直接搬入のための一般車両や 2 トン、3 トンクラスの車両が通行する想定で検討した。薬品等については、一般的に施設側で一定期間使用できる量がストックされている。緊急輸送路に関する状況なども踏まえ、一時的に数日程度の代替輸送が可能な経路として迂回路を設定した。

(加藤委員)：関係車両以外に利用している車両があることについても考慮すべきである。

旧熱函道路が迂回路に向いているかどうかということ、向いてはいないと思われる。

(加藤委員) 資料 1-3 について熱海市にお伺いしたい。自治会や施設等への説明を丁寧に行っている印象であるが、函南町でも公有地抽出に当たり地域に意見を聴いたところ、ごみ処理施設についての必要性は理解されるものの、近傍に建設される可能性の話になると総論賛成各論反対という状況が見られた。熱海市では概ね賛成であったとのことだが、総論として賛成なのか、具体的な候補地を想定した上での賛成なのかを伺いたい。また、建設候補地の周辺住民から道路渋滞対策や道路整備に係る要望等があったか、可能な範囲で説明いただきたい。

(熱海市) 現在、候補地よりもさらに奥に入った山間部に既存のごみ焼却施設（エコ・プラント姫の沢）が存在している。地域住民としては、既存のごみ焼却施設が自分たちの生活環境に直接影響を及ぼしてはいないという認識があるように感じる。建設候補地は既存のごみ焼却施設から下った場所になるが、どの自治組織にも属していない土地であることから、同様に臭いや煙による直接的な生活環境・日常生活への懸念は大きくないと考えていただいているように感じる。施設が稼働するのは 10 年ほど先のことということもあり、直接的な反対意見は出なかった。

(加藤委員) 処理施設のイメージができない場合もあり、住民説明がより大切になると感じた。

(平井委員長) 一般廃棄物の処理は各自治体の固有事務であり、各市町村のごみはその自治体に処理を行う責任がある。広域化はその範疇を超える話になり、他市町村のごみが入ってくることを地域住民が嫌がるというようなことも多く経験している。熱海市においても、他市町からごみが入ってくるということも理解いただくことが必要と思う。

(椎田委員) 資料 1-2 の「希少生物の存在」について、環境影響評価の実施を踏まえて適切な保全措置を講じることだが、保全措置の規模や手法を教えてください。また、保全措置の実施主体についても説明いただきたい。

(事務局) 保全措置の規模及び手法については、事業実施段階で行う環境アセスメントの手続きの中で、詳細な現地調査を行い、生息状況を的確に把握した上で決定する。動植物や生態系への影響を予測、評価し、生息環境への影響を回避、低減するための必要な対策を講じる。実施主体については、広域化による整備を行う事業主

体が行うことになる。本事業は静岡県環境影響評価条例の第1種事業であることから、環境アセスメントの процедуру通して静岡県などの関係機関と連携、協議を行いながら対応を進めていくことを想定している。

(椎田委員) 資料1-1の「運搬ルートの災害リスク」について、「災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。」という評価がされている。遠方に対して明確な距離の判断基準がないため、「代替経路として十分利用可能な範囲であると評価している」といった表現の方が良いと考える。資料2の報告書も含め、表現方法を改めてはどうか。

(事務局) 評価基準に記載している「遠方にならない」という表現について、あらかじめ一律に距離を定めたものではなく、迂回路の利用によって収集時間が延長されて作業が翌日に持ち越しになる等、ごみ処理の継続性に重大な支障を及ぼさないことを実効的な目安として整理したものである。片道13分程度の増加はこの範囲内であり、広域的な運搬体制の維持が十分可能と判断したものである。

(臼井委員) 評価基準に「遠方」という表現があることから、同じ表現を用いているものと理解している。しかし、委員の指摘のとおり、具体性に欠ける部分もあり、遠方という言葉を残して「遠方にならず、代替経路として利用可能な範囲にある」と評価する」といった表現とすることを提案する。

(中澤委員) 建設候補地について、上段と下段に分かれているが、上段のみを活用するという理解で良いか。

(事務局) 御認識のとおりである。

(椎田委員) 資料1-4の「(2) まとめ」について、候補地が1か所となったため経済性の相対評価を行っていないことを記載してはどうか。また、今後、各市町が本選定委員会の報告書をもとに、それぞれの考えに従って、色々な評価基準を用いながら判断していくことになると思われる。このことから、文章の表現を「経済性の検討を行うこと」ではなく「経済性の検討が望まれる」としてはどうか。

(事務局) 経済性の相対評価を行っていないことについて、その背景を第2次評価の概要に記載しているが、「(2) まとめ」にも明記することが重要と考えられ、加筆したい。また、「経済性の検討を行うこと」という文章の表現について、各市町がそれぞれの実情に応じて判断する非常に重要な要素であり、委員の修正案に基づき修正したい。

(柳井委員) 資料1-4の「(2) まとめ」の経済性について、「現時点での限られた情報の中で推算を行った。」と記載があるが、「現時点で得られた情報に基づき」とすべきではないか。また、現段階で推算できていない項目について、事業実施段階で検討するとされることが多いが、早期に各市町に情報提供すべきものがあれば、引き続き調査・検討を継続することが望ましい。インフラ整備は期間が長いものもあると聞く。事業実施段階の調査は当然であるが、可能なものは早い段階で調査・検討していくと良い。

(事務局) 「(2) まとめ」について、「限られた」を「得られた」に修正する。

(平井委員長) 資料 1-4 の「(2) まとめ」について、「当該土地を候補地として応募する旨の周知を図っている」と記載があるが、現時点で既に応募を終えている。現状の文章では、これから応募するように読み取れるため表現を確認していただきたい。ごみ処理施設の重要な 3 つの柱は、コンプライアンス、ガバナンス、ディスクローズの 3 つである。現状ではガバナンスの部分が抜けている。管理手続について表現を付け加えること。

環境影響について、現状では騒音、振動、車両に係る検討のみを行っている。評価すべき内容は他にもあるが、現段階においては候補地に近いエリアを見据えて騒音、振動、車両の 3 項目に限って検討したと記載することが良いのではないか。加えて、静岡県環境影響評価条例の第 1 種事業に該当するということも明記してはどうか。

(2) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地評価結果報告書について

(事務局) 資料 2 をもとに説明。

(平井委員長) 「はじめに」として委員長名で記載されている文章について、今回の候補地選定は新たに広域化を行うという前提で検討しており、単独市町で進めるものではない。なぜ広域化を目指すのか、大義名分についての記載が重要である。国や県が広域化を推奨しており、3 市 2 町もその方向に沿って広域化を進める旨を記載すること。

2 段落目に示されている「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について (通知)」は、環境省から発出されているものと分かるようにすること。また、通知では広域化の意義、必要性として示されている 5 つの観点をもって市町村に広域化を進めてもらいたいとされていることや県のマスタープランでも同様の内容が示されていること、マスタープランに基づいて広域化を検討していることなどを記載すること。

加えて、4 段落目の「一方で」から始まる文章について、「住民負担への配慮」とあるが、迷惑施設であることを前提としているような印象を受ける。「地域住民への理解」等の表現に変更することを検討いただきたい。

(柳井委員) 「はじめに」について、6 段落目に「経済性等の観点から段階的な評価を実施し、その検討結果を本報告書に取りまとめた。」と記載がある。問題はないかもしれないが、経済性について計画どおり検討がなされたようにも見える。より適した表現を検討してはどうか。

(事務局) 御指摘を踏まえ、相対評価を行わなかったことを記載したい。

(中澤委員) 「はじめに」の 4 段落目について、「建設費単価の低減」と記載されているが、「建設費の低減」で良いのではないか。建設費単価という表現は材料費等の印象を受ける。

(事務局) 規模が大きくなると処理量当たりの建設費が下がるという意味を含んでいたが、必ずしも記載する必要はなく、削除することしたい。

(平井委員長) 今回で選定委員会は最後になるが、若干の修正の必要性も生じている。意見の反映や確認の流れについて、事務局として今後の対応方針はどのように考えているか。

(事務局) 本日いただいた意見・指摘を踏まえて、修正した資料をメールにて各委員に送付するので確認いただきたい。確認後に検討すべき内容が残る事項については平井委員長に一任することとさせていただきたい。

(各委員) 異議なし。

3. その他

(事務局) 本選定委員会の議論の取りまとめ資料となる評価結果報告書は、必要な修正を加えた上で 8 月 19 日に開催する検討協議会において提出する。検討協議会における建設候補地の選定協議において、重要な検討材料として活用する予定である。

(椎田委員) 選定委員会の意見をまとめたものが報告書ということだが、熱海市候補地を示すことを含めて本選定委員会として確認したという認識で良いか。

(平井委員長) 報告書の「まとめ」において「熱海市候補地の上段側は、一般廃棄物処理施設の建設用地として適性の高い場所であると考えられる。」と記載しており、委員の指摘の内容も含めて確認したと認識しているがどうか。

(事務局) 御認識のとおり整理させていただきたいと考えていた。熱海市の候補地の上段側が適性だということをもって報告書を検討協議会に提出したい。

(平井委員長) 熱海市候補地の上段側は、広域一般廃棄物処理施設の建設用地として適性の高い場所であると考えられるということを検討協議会に報告することとする。

(各委員) 了承。

(平井委員長) 一般廃棄物処理の広域化は、地域循環共生圏の実現等、国や県が推奨しているメリットや意義があり、そのことをしっかり受け止めて、検討協議会等でも積極的に議論いただくことを期待する。

5. 閉会

以 上